

改正農協法に対応する J A 金沢市の理事選任方針について（概要）

平成 28 年 4 月 1 日施行の改正農協法において、農協の理事の過半数を原則として認定農業者や農産物販売・経営のプロ（以下、実践的能力者という）とすることを求める規定が新設されました。J A 金沢市は平成 31 年 6 月の総代会において、この新要件を満たす理事が選任されるように、総代会事前説明会や、運営委員長会議、認定農業者等担い手農家に対する説明会等で組合員の皆様との意見交換を重ねながら、昨年 9 月の理事会で下記のとおり新しい理事の選任方針を策定しました。

改正農協法においては、「認定農業者と実践的能力者とで理事定数の過半数を満たす」という原則的方法と、施行規則において定められた 4 つの例外要件があります。当 J A では管内の正組合員である認定農業者数 216 名(平成 31 年 1 月 31 日現在)が、理事定数（23 名）の 10 倍以下であり、例外要件 2「正組合員である認定農業者数が理事定数の 10 倍を下回る場合」に該当することから、この要件での「認定農業者、認定農業者に準ずる者及び実践的能力者（以下「認・準・実」）で理事定数の過半数を満たす」ことを理事の構成要件といたします。したがって、理事候補者 23 名の過半数 12 名以上が、「認・準・実」に該当する必要があるため、余裕を持った構成として 15 名以上の「認・準・実」該当者が選出される仕組みを作り、「認定農業者に準ずる者」や「実践的能力者」の具体的判断基準も策定しました。今後支店地区においてこの内容を充足するようにご協議いただき、5 月中旬までに理事候補者を選出いただきます。